

人生100年時代のコンシェルジュ

介 ファミトラ サービスガイド

SERVICE GUIDE



老後の不安や悩みは、ご本人だけでなくご家族にとっても解消しておきたい事柄だと思います。

家族信託は、生き方や家族の気持ちなど、さまざまなことを家族会議でやりとりをして“約束”を交わします。その結果としてお互いの不安や悩みが解消され、いつまでも尊厳のある幸せなくらしを実現することが可能になります。

「老後の漠然とした不安」から無料で相談が可能ですので、ぜひ、一度ご相談ください。

株式会社ファミトラ
代表取締役CEO
三橋 克仁



人生100年時代の家族の約束

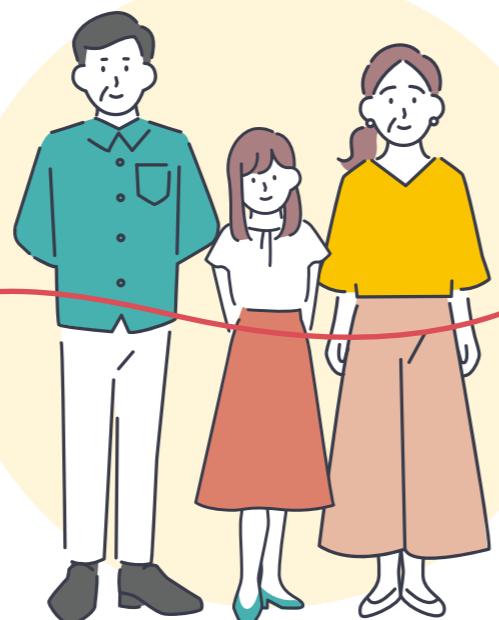
ご本人もご家族も、尊厳^{*}のある
幸せなくらしを続けるために
「家族の約束（＝家族信託）」
をしませんか？

ご本人



人生100年時代、いくつになって
も、自己決定や自己表現、そして
自己実現できること

ご家族



ご本人の人間らしい生き方を尊
重し、ご家族の幸せなくらしを
守ること

*尊厳とは、個人の存在や価値を尊重し、人間らしさを保ちつつ、自分らしい生き方をできるようにすることです。

1. 人生100年時代のわたしたち

人生100年時代。ご本人やご家族には、実際にさまざまな不安や課題が
あります。ご本人は「自分はまだ大丈夫」「家族には迷惑をかけない」
と思っています。ご家族であるあなたご自身も「親はまだ大丈夫」
と、不安や課題を先送りしていませんか？



■不安を解決するために本当に必要なこと

人生100年時代の不安や課題の多くは、お金があればある程度解消
できるかもしれません。しかし、ご本人のお金は、今後の生活に十分
でしょうか？介護や病気になったときまで考えられているでしょうか？

ここに大きな落とし穴があります。さまざま
な不安に対して、ご本人もご家族も、
具体的に備えられているかどうかわから
ないということです。実際、当社調査に
よると、皆さんが最も不安に思ってい
ることは「お金」という結果がでています。

自分や家族のお金が不安ですか？



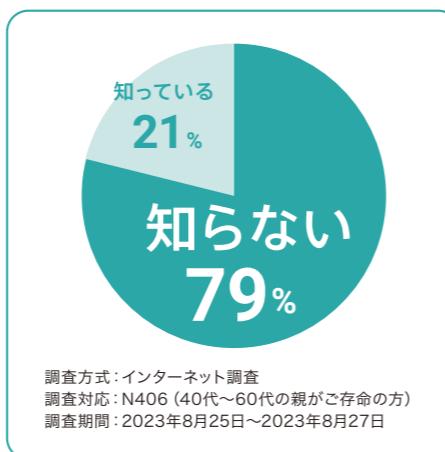
調査方式：インターネット調査
調査対象：N551（40代～60代の男女）
調査期間：2023/07/03～2023/07/05

2. お金に関する不安

■親の預金額を知っていますか?

当社独自の調査によると、**約8割の人**が、親の預金額を知りません。

預金額を知らないということは「万一病気になったときに足りるのか」など、不安や課題に対して具体的な対策がとれません。漠然とした不安や課題がそのままになってしまいます。



■介護には予想以上の負担がかかります

介護には、**ご家族の支援が必要です**。お金だけでなく、移動や労力などの無形のコストもかかります。ご本人の財産について把握して、課題があれば解消しておかなければ、ご家族の経済的な負担も増えることになります。

ご家族が負担する
介護費用

12 万円/月

ご家族が関わる
介護期間

49 %の方が**4** 年以上

ご本人だけではなくご家族で、
不安や課題を解消・解決しておく必要があります。

■もし認知症になってしまったら…

介護だけではありません。資産凍結されてしまうリスクがある認知症は、お金の管理とは切っても切れない関係です。

実際に**認知症と診断されたり、資産凍結されてしまう**と、以下のようなことが起こる可能性があります。

- **銀行口座から自分の預金をおろせなくなる**
- **さまざまな契約ができなくなる**



ご本人のリスク

- ・**医療費・生活費**などを自分の口座から引き出せない
- ・**入院費・通院費**などを支払えない
- ・**介護施設の入居費用**を支払えない
- ・**自宅の売却**ができない（介護施設入居後もそのまま）
- ・**定期預金の解約**ができない



ご家族のリスク

- ・**親の介護費用**を立て替えて家計が圧迫される
- ・自分で立て替える余裕がなければ、**親に十分な介護を提供できない**
- ・**介護施設に入居する費用**が捻出できず、自宅介護をつづけなければならなくなり、会社をやめなければならなくなる



3. 「家族信託」という約束

ご本人もご家族も、漠然としているために先送りしがちな不安や課題を、解消しておくための方法が「家族信託」です。

家族信託は、ご本人とご家族が、ご本人の財産や今後の生き方について、家族で共有するきっかけとなります。またご本人に万が一のことが起ったときに、ご本人の尊厳を保ったまま、ご家族がしっかりと支援することを可能にします。

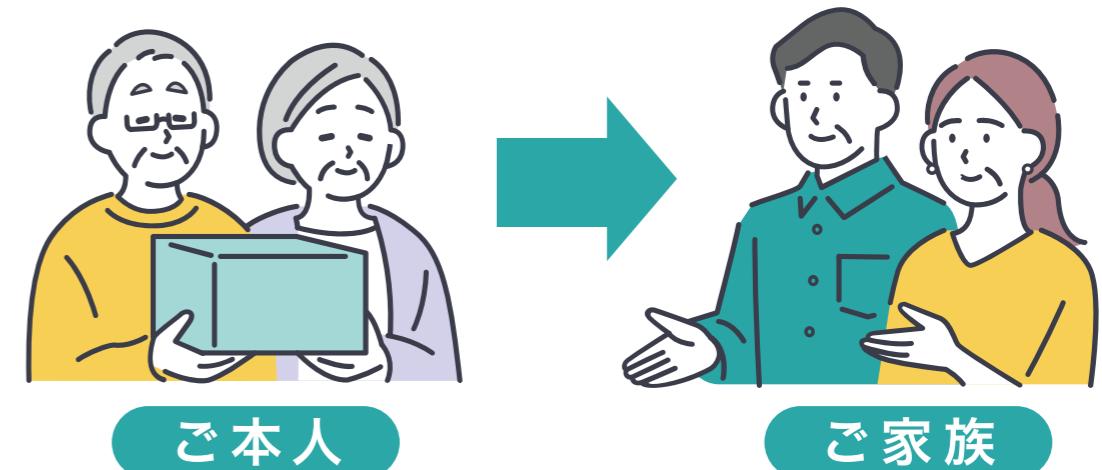
ご本人とご家族の間で
“大切なことについての約束”を交わし
今後の不安と課題を解消しておきましょう



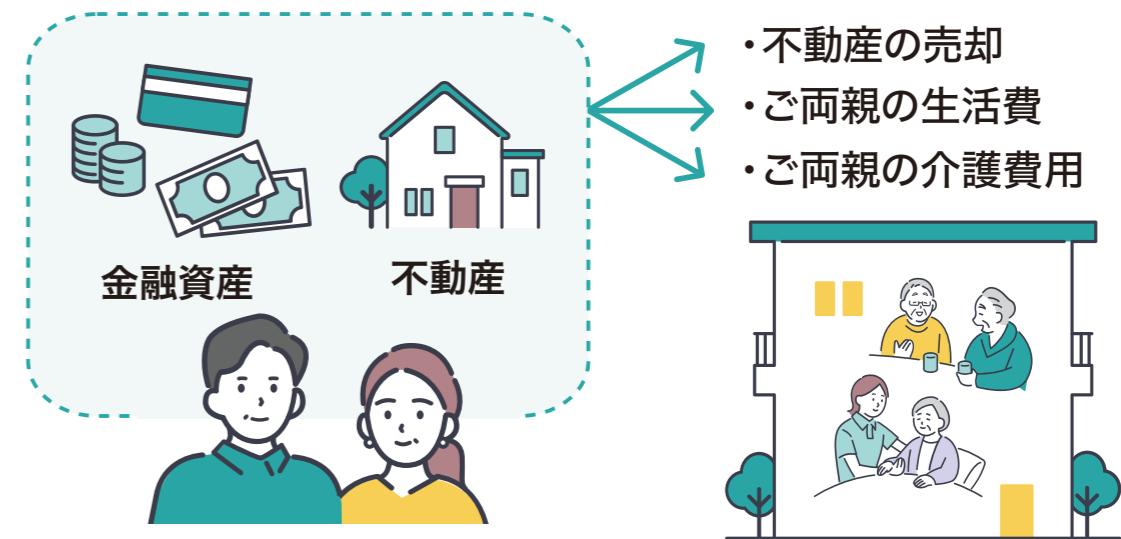
4. 家族信託のしくみ

「家族信託」は、ご本人の元気なうちに、ご本人のお金の管理・運用をご家族に任せて、ご家族がそのお金をご本人のために使うしくみです。

- ① ご本人が、ご家族に財産の管理・運用を託します



- ② ご家族が、託されたお金を活用してご本人の生活をサポートします



5.

家族信託締結までの流れ

STEP 1 無料相談

財産額、財産構成、所有不動産、ご家族構成など、さまざまな事情について無料相談にてお伺いし、家族信託に必要な情報を整理します。まずはお気軽にご相談ください。



0120 622 044

ファミトラHP



STEP 2 ご本人の意向確認

ご本人の意思能力とご意向を確認させていただきます。

※ご本人の参加が必要です。

…初期費用お支払い STEP 3 提案書のご提示

無料相談でお伺いした内容を基に、ご本人とご家族にとって最適な家族信託のプランをご提案いたします。
ご本人とご家族それぞれが実現したい今後の生活、果たしたい約束などを整理し、どのような契約にすべきかについて具体的なプランをご提示します。

…弁護士費用のお支払い

STEP 4 弁護士による 契約書作成

信託契約の当事者となるご家族のみさまが、ファミトラからの提案内容にご納得いただけたなら、決定したプランに基づいて、別途選任される弁護士に依頼し、信託契約書の作成を開始いたします。

STEP 5 信託契約書案の提示

弁護士との面談を行っていただき、ご希望されるプランに基づいた信託契約書の詳細な検討を進めます。

※ご本人の参加が必要です。

…公正証書費用のお支払い

STEP 6 信託契約書締結 (公証役場)

資産を託す委託者(ご本人)と資産を託される受託者(ご家族)、当社の担当者が、公証役場にて信託契約書を締結します。

※ご本人の参加が必要です。

…登記費用及び、初年度分年額費用等のお支払い

STEP 7 信託登記手続き・ 信託口口座開設等

締結された信託契約に基づき、家族信託専用の銀行口座(信託口口座)を開設します。不動産については、信託されているとわかるよう信託登記をおこないます。信託の運営に必要となる手続きが終了した時点から、信託運営が開始されます。

6. 家族信託と不動産

家族信託を検討する段階から、信託の契約が終了するまで、各段階で不動産を活用することによって不安や課題を解消・軽減できます。あらかじめ不動産の扱いについてご本人とご家族の間で約束（家族信託）をしておけば、財産を有効に管理・運用することが可能になります。



● 家族信託を検討している時

不動産を無料査定して価値を把握する

まだ売却するつもりがなくても、所有する不動産の価値を知ることで、活用方法を検討できます。



不動産を売却して生活資金を確保する

家族信託の検討と合わせ、不動産の売却を検討することで、ご本人の日常生活や生き方に合わせた財産の管理・運用計画がつくることが可能です。



建物を無料診断してリフォーム

ご本人やご家族の意向に合わせて、住み続けるために必要なリフォームなど、想定できる自宅の改善について、費用を含めて検討できます。

不動産を購入して信託財産に含める

現金のみを信託するよりも、不動産を購入して信託財産に含める方が、税務的な観点や、相続の対策としてメリットがある場合があります。



● 家族信託の契約の開始から終了まで

ご本人に代わり自宅を売却して 介護施設入居費に使用する

万一ご本人が認知症になってしまふと、介護施設入居時に、使わなくなつた自宅が売却できない可能性があります。しかし自宅を信託財産に含めておくことで、ご本人に代わり、ご家族が自宅を売却することが可能になり、その売却代金を介護施設入居費用や使用料に充当することができます。

ご本人に代わって、ご家族が 収益不動産を管理・運用できます

ご本人が所有するマンションやアパートなどの収益不動産を信託財産に含めておくことで、ご家族がその収益不動産の管理・運用をおこなうことができます。その収益不動産から得られた利益は引き続きご本人が受け取ることができます。

● 信託清算をする時

- ・相続時の不動産の売却

不動産を含めた家族信託の検討には、ファミトラの100%子会社であり、不動産の専門家集団であるファミトラリアルティが伴走します。



会社名	株式会社ファミトラリアルティ
設立	2021年2月
事業内容	家族信託・相続関連の不動産を中心とした総合的な不動産コンサルティング事業
株主	株式会社ファミトラ 100%
免許番号	東京都知事(1)第106193号
特徴	①信託不動産に関する専門性 ②不動産に関する総合的な提案(相続対策、運用、売却等)

△ファミトラが 選ばれている理由

ファミトラは、日本中の家族の幸せを想い、「自分らしさと安心を」実現する会社として「家族信託をあたりまえに」することを目指しています。私たちは「人生100年時代のコンシェルジュ」として、お客様に伴走し続けます。



費用が圧倒的に安い



専任のコーディネーター
にお気軽相談



大手企業が
パートナーにいる安心感



家族信託の準備から
組成した後も伴走してサポート



費用が圧倒的に安い

一般的な家族信託組成サービスでは、司法書士や弁護士など、専門家に支払う報酬が高くなりがちです。

ファミトラでは、家族信託に必要な、ご本人やご家族の意向確認、家族会議などのプロセスをITを活用することで合理化しています。契約後、最期まで伴走・サポートさせていただく信託監督人とのパッケージにすることで、低価格で提供することを可能にしました。

● 初期費用

家族信託を組成するためのコンサルティング

50,000 円^{※1}～
(税込55,000円～)

本表の料金はファミトラご利用料金のみとなります。上記金額に加えて、外部弁護士・司法書士との間で契約書作成費用他が別途発生します

※1 シンプル割り(50,000円)及びスピード割(最大50,000円)による最大100,000円のディスカウントを適用した場合(P15を参照)

信託財産評価額が1億円超の場合

信託財産評価額 × 0.15% — 値引き (税込0.165%円)

● 継続サポート費用

信託監督人および受託者サポート

[月額] 980 円^{※2}～
(税込1,078円～)

※2 信託契約締結時の委託者様のご年齢によって決定(契約終了まで固定額)年単位でお支払いいただきます。

※3 信託財産加算とは、「信託財産評価額÷100,000,000円」をいいます(例:1.2億円の場合は1.2、3億円の場合は3)

信託財産評価額が1億円超の場合

[月額] ベース料金 × 信託財産加算^{※3}

● 各種割引

信託契約の内容および契約締結完了までの期間によって、割引が適用されます。(重複適用あり)

シンプル割

信託財産が「現金、自宅、賃貸不動産(抵当権設定なし)1件まで」の場合、50,000円の割引となります。

スピード割

初期費用支払日から起算した信託契約書締結までの期間により、以下の割引が適用されます。

信託契約書締結までの期間	割引額
90 日以内	50,000 円
120 日以内	30,000 円
150 日以内	10,000 円
180 日以内	5,000 円

● その他費用

他社様で組成しても必ず発生する費用です

信託契約書の作成に係る弁護士費用

15万円～30万円程度が相場です。*

不動産の所有権移転に係る登録免許税

5万～10万円程度が相場です。*
固定資産税評価額に対して、土地は0.3%、建物は0.4%かかります。

信託契約書の公正証書化費用

信託財産価格に応じて変動します。

不動産登記に係る司法書士費用

5万円～10万円程度が相場です。*

信託口口座の開設費用

信託口口座を開設する銀行により異なります。

コンサルタントの出張費に関しては、お客様のご要望やご状況により必要になった際、電車・飛行機等の一般的な交通手段の費用をご請求させていただくことがあります。

※事案によって変わります。



専任のコーディネーター にお気軽相談

専任のコーディネーターに、対面やWEB会議、LINEなどで気軽に相談できます

家族信託以外にも幅広い知識を有する専任の家族信託コーディネーター®が、対面あるいは電話やオンライン会議システムを通して、お客様のお話を伺います。その後、ご要望を整理したうえで、ご家族の課題を解決するための最適なご提案をいたします。

LINEでお気軽にご相談できます！

専任のコーディネーターが担当します！



家族信託コーディネーター®は、一般社団法人家族信託普及協会の実施する研修を受講・修了し、認定された者です。



大手企業が パートナーにいる安心感

ファミトラは、大小合わせて約200社と提携しています

提携企業は、銀行・証券・保険などの金融の分野をはじめ、介護・不動産など多岐にわたります。

今後もさまざまな業種の企業との提携を検討しており、パートナー企業と共に、人生100年時代の安心をお客様に提供しています。



大丸 松坂屋 カード



Rakuten 楽天生命



東京海上日動あんしん生命

メディア掲載実績

日本経済新聞

毎日新聞社

YAHOO! JAPAN ニュース

Forbes JAPAN

財界 ZAIKAI

NIKKEI BUSINESS DAILY

tv asahi

サンデー LIVE!!

ワイド! 大下容子
スクランブル

週刊ダイヤモンド

47 NEWS

ふくおか経済

日経ビジネス

日経 TREND

日経 WOMAN

PRESIDENT

日経ヴェリタス

TP

まいどなニュース

週刊ポスト

高齢者住宅新聞

フイナンシャルフィールド

日本金融通信社

GIZMODO

介護ボス

女性自身

日刊工業新聞社

アキバノリバ
Vacant House Reservation

金融ジャーナル

ケアマネジャー

DIGITALIST

Tokyo fm plus

NEWSポスト

zokzok

家主と地主

保険毎日新聞社

LIMO
LIFE & MONEY

ママ テナ



家族信託の準備から組成 した後も伴走してサポート

家族信託の組成サービスは、信託契約を結ぶところまでサポートするのが一般的です。ファミトラは、信託契約の組成後も、**ご本人とご家族が実現したい生活**や、**財産管理の約束を果たすサポート**までさせていただきます。

ファミトラが提供する2つのサポートサービス

● 家族信託組成サポートサービス

ファミトラの社員である家族信託コーディネーターが専任の担当者となり、お客様へのヒアリングと最適な家族信託の提案に加え、弁護士・司法書士・銀行・公証役場の橋渡し役を務めるなど、きめ細かい家族信託の組成サポートをご提供します。



● 信託監督人/受託者サポートサービス

お金の管理を担うご家族が、託された財産を契約時（信託組成時）に取り交わした約束の通りに管理・運用していくためにファミトラがサポートします。
必要に応じて、法務・税務・不動産などの専門家も交え、ご本人とご家族にとって最適な管理・運用をファミトラがサポートします。

■お客様に伴走する家族信託コーディネーター

多彩な知識と経験を持つ、専任の家族信託コーディネーターが、お客様のご要望に沿った課題解決のご提案から信託契約、その後の信託財産管理のサポートなど、信託契約の終了まで伴走します。



横手 彰太

中央大学卒業後、スペイン留学を経て大手上場企業に就職。その後、独立して北海道ニセコで飲食店経営に従事。現在は、お客様の資産運用や相続対策コンサルティングなどを中心に行い、これまでの家族信託に関する相談件数は10,000人以上、100件以上の家族信託契約に携わる。



鈴木 浩介

1級ファイナンシャル・プランニング技能士 / 宅地建物取引士

早稲田大学法学部卒業。りそな銀行に新卒で入社し、リテール営業に従事。前職では、商業テナントビルの企画開発コンサルティングおよびリーシング業務を行い、東証一部上場に貢献。銀行での預金・融資業務経験と、不動産・建設業界の知識を活かした家族信託組成サポートが強み。



牧本 和代

2級ファイナンシャル・プランニング技能士

みずほ銀行に16年勤務。資産形成層へのマネープランの提案から、超富裕層の相続対策、企業オーナーの事業継承、地権者の資産活用まで様々なセグメントのお客様への総合コンサルティング業務を経験。



田中 聰

司法書士資格保有 / 信託監督人 /
宅地建物取引士 / 不動産証券化協会認定マスター

中央大学法学部卒業。2010年、東証一部上場の不動産会社に新卒で入社し、10年以上に渡り法人営業・財務・経営企画・アセットマネジメントなどの様々な業務に従事。司法書士資格を取得する中で家族信託の将来性を感じ、ファミトラに入社。



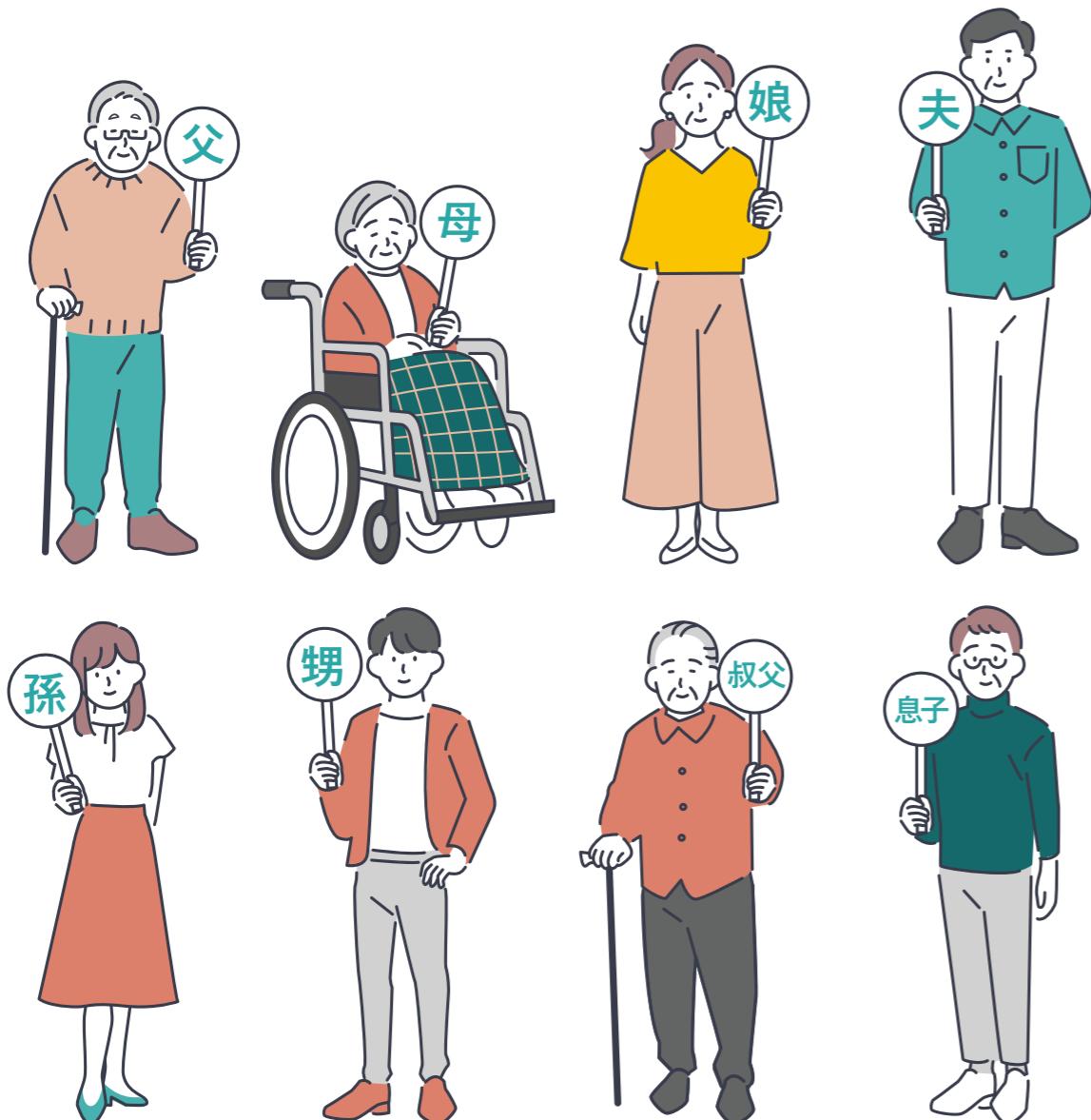
阿部 舞

2級ファイナンシャル・プランニング技能士

大学卒業後、みずほ証券に7年、野村證券に4年勤務。いずれも富裕層向けのコンサルティング営業を行い、株式・投資信託・債券などの資産運用提案、保険・遺言を使った相続対策に従事。FP資格を取得しているため、不動産にまつわるご相談にも対応可能。

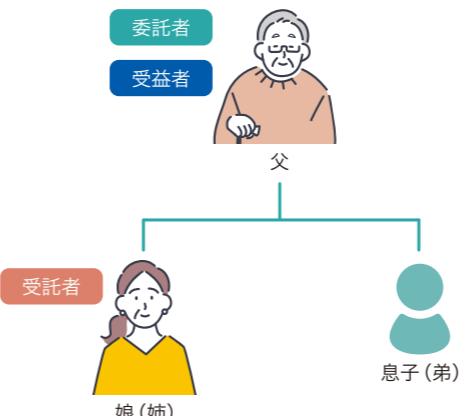
介 ファミトラの 活用事例

実際にファミトラをご利用いただいた
お客様の事例をご紹介いたします



事例
1

物忘れが激しくなった父の資産を
安全に管理して介護資金に活用したい

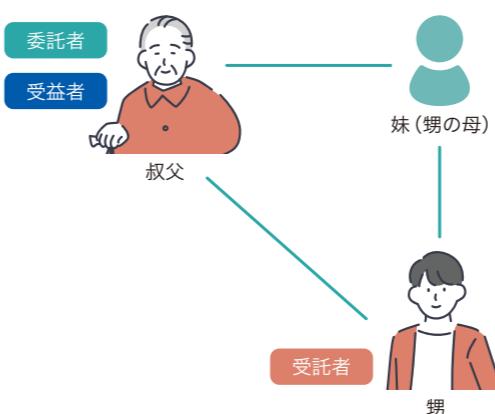


ファミトラを選んで良かったこと

とにかく資産凍結が怖かったんです。父が亡くなるまで資産に手をつけられないとなると、どこまで姉弟間で金銭的なサポートができるかわからず不安でした。だから、万が一のことがあった時でも、ちゃんとお金を残しつつ父の希望を叶えられるようにと考えた先に、ファミトラさんという選択肢があって本当に良かったと感じています。

事例
2

自宅の売却代金を
介護施設の利用料に使いたい



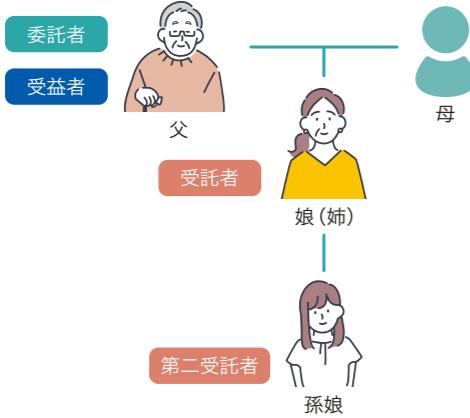
ファミトラを選んで良かったこと

叔父の自宅が**借地権付き物件**だったため、どういう形で活かせば良いのかわからず、とても悩みましたが、ファミトラリアルティに迅速な対応をしていただけました。なんと言っても**リーズナブルな費用でサポート**いただけることが本当にありがたかったです。何もわからない素人を解決まで導いてくださって感謝しかありません。

事例

3

父の銀行口座が凍結された 不信感から財産管理を考え始めた



ご家族の事情

結局、解除はされたのですが、80代の父が利用している2つの銀行口座のうちの1つが**勝手に凍結されてしまいました**。完全な認知症ではなくても凍結される場合があるとわかり、今後の父の財産管理について悩んでいました。

ファミトラを選んだ理由

ファミトラさんのサイトがとても簡潔でわかりやすかったこと、費用が安かった点は大きかったです。また、**無料で相談できる**ところは本当に良かったです。おかげで気軽に相談することができました。

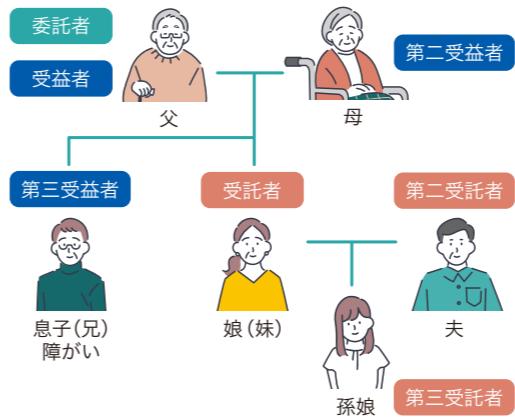
ファミトラを選んで良かったこと

相談は全てZoomで完結しました。担当者の方の顔を見られるので、とても話しやすかったです。また、手続きの都度、担当者の方が丁寧に説明してくださいましたし、終わりまでの目安も示していただけるので不安なく進めることができたと思います。**メールのやり取りもスムーズ**で、質問にもすぐに回答いただけて感謝しています。

事例

5

両親の大切な財産を守るため、 将来への「備え」を確保したい



ご家族の事情

友人から「家族信託」の話を聞いたのと同じ時期に、別の友人から「親族が意思能力を失ってしまい、銀行口座から預金を引き出せなくなった」という話を聞いたことで不安を感じ、家族信託を検討し始めました。

ファミトラを選んだ理由

ネット検索で見つけたのですが、親しみやすく相談しやすい印象を受けたのと、**「価格満足度ナンバーワン」**というところに惹かれて資料請求をしたら、すぐにお電話をいただけました。このスピード感が決め手になりました。

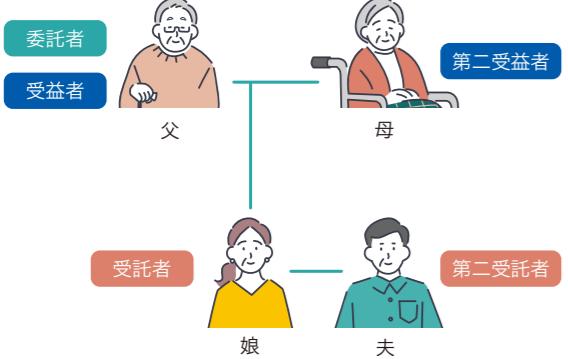
ファミトラを選んで良かったこと

家族ごとに、それこそ十人十色の悩みや事情があると思うのですが、ファミトラさんはそれを汲み取って、一緒にになって家族信託を組み立てくださいました。私には障がいをもつ兄がいるのですが、両親が亡くなった後のことまで考えたアドバイスをしてください、すごくありがたかったです。両親もとても安心できたようです。

事例

4

難病の父名義の自宅を売却して 介護施設への入居に使いたい



ご家族の事情

難病にかかってしまった父を入居させるための介護施設を探す中、名義人である父が認知症を発症した場合、家や土地を売却できなくなることを知り、相続全般について悩んでいました。

ファミトラを選んだ理由

ネットで「家族信託」を検索してファミトラさんを知りました。費用面への不安から、他の会社も調べていく中で、ファミトラさんは大手金融機関からの出資を受けていたりと、**信頼が置ける**と感じて決めました。

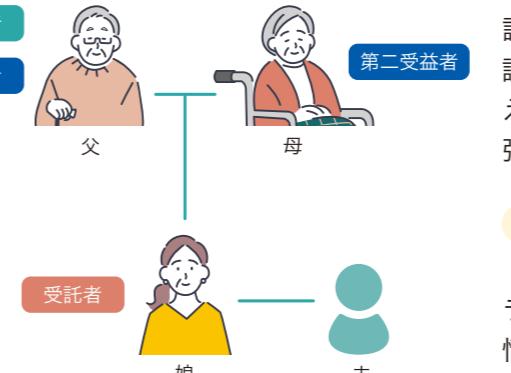
ファミトラを選んで良かったこと

費用が安かったことに加えて、ハードルが低かったところですね。最初はLINEで相談をして、結構やりとりを重ねたのですが、その都度、担当の方のレスポンスが早く、気軽に相談できたのが良かったです。当初は半信半疑だった父も、不安なことについて**弁護士に全て回答**いただけて、とても安心することができたようです。

事例

6

両親の健康状態を考慮して 介護・金銭の問題をクリアにしたかった



ご家族の事情

認知症による資産凍結問題について解説している記事を読み、**足の悪い父、認知症の診断を受けた母**のことを考え、これは「我が家ごととして考えるべきじゃないか」と強く感じて、対策方法を調べるようになっていました。

ファミトラを選んだ理由

「家族信託」についてネットで調べていたところファミトラさんの広告を見つけ、試しにクリックしてみたら詳しい情報や事例がたくさん出てきました。**「まずは相談だけでも**」と感じ、資料請求をさせていただきました。

ファミトラを選んで良かったこと

私が一人っ子なこともあります、万が一の時は全て一人で対応しなければいけないことへの不安が大きかったのですが、担当の方が本当に親身になって相談にのってくださいました。また、私の希望や両親の状態を考慮したうえで、**私たち家族にとって本当に必要なもの**を見極めて提案してくださったのが、ありがたかったです。

よくある質問

Q.1

70代でまだ元気なのですが、 何歳から利用するのが良いのでしょうか？

厚生労働省の発表によると、75歳以上の10人に1人、85歳以上では2人に1人が将来的に認知症になる可能性があるとされています※。また、今は元気でも、日常生活の活動量低下や転倒等により突然、認知症を発症するリスクもあります。認知症になってしまふと家族信託の組成を行うことができません。将来の財産管理・承継に関する検討は意外と時間がかかります。そう考えますと、一概に年齢で決めるのではなく、判断能力に問題がないうちから準備を行っておくことが望ましいといえます。

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)



Q.2

ファミトラのサービスを受けるための条件 はありますか？

資産を託すご本人が、すでに認知症を発症されているなど意思能力を喪失しているケースでは信託契約の締結ができないため、ファミトラのサービスをご提供できません。その場合は、成年後見制度という別の制度のご利用を検討する必要があります。また、ご相談時点でのご家族

内にトラブルが生じている場合もサービスのご提供ができない場合がございます。ファミトラでは成年後見制度をはじめとする隣接制度の紹介も行っておりますので、ご自身やご家族だけで悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

Q.3

プランの変更や途中での解約は できますか？

プランの変更・解約につきましては、家族信託契約の締結前であれば可能です。ただし、有料相談開始後にお客様都合で解約される場合は、着手金について返金出来かねますのでご了承ください。プランの変更・解約をご希望される場合は、担当者までお知らせください。

また、家族信託契約締結後に、なんらかの事情によって家族信託を解約されたい場合は、家族信託契約の規定に基づきます。

Q.4

ファミトラを利用するためには、 家族内の誰の同意が必要ですか？

基本的には、委託者兼受益者となるご本人および、受託者となるご家族の同意があれば家族信託の組成は可能となります。信託契約の当事者とならないごきょうだいや、親族の同意は基本的に不要です。実際には、委託者兼受益者となる方

は「親」、受託者となる方は「子」というケースが多いです。なお、家族信託で相続対策も併せて行う場合は、相続人となるご家族が家族信託の組成に反対していないことが、将来の家族内紛争を避ける観点からも望ましいといえます。

Q.5

他の会社に相談した際、 「成年後見人をつけて」と言われたのですが…

すでに認知症などを発症したことにより意思能力を喪失している方の場合、契約を締結する際に成年後見人が必要となります。一方、意思能力を喪失していないケースであれば、家族信託の組成に

よって、成年後見人を選任する場合と同様の効果を、より簡単に費用をかけず実現できる場合がございます。詳しくは担当者までお問い合わせください。

Q.6

家族とはいえ、全資産を預かる(預ける)のは 心配なのですが…

財産すべてを家族信託で信託しておく必要はございません。将来、認知症になった場合に管理が難しくなる不動産や、介護・医療が必要となった際に必要となるお金だけを信託財産とすることも可能です。つまり、ご本人で管理を続けたい財産

は信託財産にせず、ご本人で管理を継続することができます。また、信託が受益者のために行われているかについては、ファミトラが信託監督人として第三者の立場からチェックいたしますので、ご安心ください。

*信託契約書の内容に従います。

Q.7

家族信託を締結したあとは、 何をやらなければいけないのでしょうか？

委託者兼受益者となるご本人は、基本的に信託組成後に何らかの義務を負うことはありません。ただし、受託者となるご家族は、受益者のために信託契約で定めた「事務」を行う義務が信託法に定められています。この「事務」とは、信託された金銭を定期的に受益者に給付すること

や、信託された不動産を適切に管理すること、定期的に信託財産の状況について確認・報告することなどが含まれます。この点は、信託される財産の種類や、ご家族の希望によって異なりますので、詳しくは担当者までお問い合わせください。

Q.8

万が一、受託者に事故が発生した場合は、どうなるのですか？

家族信託は長期間にわたって続きますので、途中で財産を管理する受託者（ご家族）が認知症になったり、事故などによって死亡するケースも考えられます。もし、受託者が信託事務を行えなくなった場合に備え、通常は事前に第二受託者を定めておきます。それにより、受託者に万が一

のことがあった場合も、信託契約書に沿って受託者の義務は、第二受託者に自動的に引き継がれるため、信託が終了することはありません。なお、第二受託者は、他の兄弟の方が就任する場合が多くなっています。

Q.9

信託を組成した後でも、そのお金が私が自由に使えるのでしょうか？

信託財産として預けたお金は受託者（ご家族）が管理者となるため、ご本人が委託者である場合は自由に使うことはできなくなります。しかし、受託者（ご家族）は受益者（ご本人）のために信託財産を管理する義務を負い、信託財産はご本人のために使用されます。信託契約で定めておくことで、毎月ご本人が信託財産から給付を受けたり、仮にご本人が入院される場合などは信託財産から入院費を支払うことも可能です。また、ご本人の資産のうち、家族信託に含めなかったお金については、引き続きご本人の判断で自由に使うことができます。



Q.10

なぜ、信託口口座の開設や信託契約書の公正証書化が必要なのですか？

信託財産とは、受託者（ご家族）が形式的な所有者になりますが、その利益は受益者（ご本人）のみ受けることとなる特殊な財産です。単に受託者名義の口座で管理してしまうと、受託者の固有財産と信託財産が混ざってしまい、たとえば受託者が破産してしまった場合などに、信託とは関係のない受託者の債務返済の充當に信託財産が使われてしまう可能性があります。そのような事態が発生することを防ぐた

め、当社では預金が信託財産であることを明確化した信託口口座の開設をおすすめしています。また、信託契約書を公正証書化しておくことで、契約内容に不備がないこと、相続人を含めたすべての関係者が契約の有効性について認識することにつながります。トラブルを避け、より安心できる家族信託契約にするために公正証書化をおすすめしています。

Q.11

家族信託と他の制度を併用することはできますか？

任意後見人や遺言、認知症保険などと家族信託を併用することで、信託財産以外の財産を含めた総合的な相続対策を実現することが可能です。家族信託には、財産管理についてご本人やご家族の意思を忠実に反映できるというメリットがあります。一方、成年後見制度には財産管理だけではなく、役所での申請や各種施設への入所手続き、日常生活

のサポート、家族信託組成段階では予測できない事態への対応など、被後見人の全般的なサポート（身上保護）が行えるメリットがあります。そのため、財産管理は家族信託、身上保護については任意後見人という形で、家族信託と任意後見制度を併用することで、ご家族がより手厚くサポートすることができます。

Q.12

家族信託を活用できる場面はほかになにがありますか？

家族信託を組成しておくことで、例えば以下のような場合に備えておくことができます。

- ・近年多発している特殊詐欺や悪徳商法の被害を未然に防ぐ
- ・障がいをもつご家族がいらっしゃる場合の経済的な支援

などがあります。このほかにも家族信託の活用法はあり、多岐にわたりますので「こんなことを実現できるだろうか？」といった疑問がありましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

Q.13

家族信託は使い勝手が良いのになぜそれほど知られていないのですか？

家族信託は、2006年の信託法の改正によって、一般の方でも活用することができるようになった制度で、比較的新しい制度といえます。また、家族信託の契約には、広範で専門性の高い知識が一部求められるため、弁護士や司法書士の方であっても、家族信託を提案できる方が少なかったことが原因となっています。さらに、家族信託はご家族ごとにオーダーメイドの契約となることが多く、時間と手間がかかり初期費用が高額になることから、これまで一部の富裕層以外には知られていなかったという現実もあります。

しかし近年では、成年後見制度の利用者数が横ばいであるのに対し、家族信託の組成数は毎年増加しており、徐々に身近なものになってきています。

老後のお金の不安 チェックリスト

- 親が高齢になってきて心配だ
- 親の物忘れが多くなってきた
- 親の資産状況を知らない
- 親が介護施設に入居する可能性がある
- 親の自宅をいつか売却する可能性がある
- 親が収益不動産を保有している
- 弁護士や司法書士に相談するのは敷居が高いと感じる

一つでも当てはまるものがあれば、お気軽にご相談ください！

ご家族の状況をお伺いした上で、家族信託が必要なのか、他に良い手段はあるか、どれくらい費用がかかるのかなど詳しくご説明します。

相談実績
2万件以上

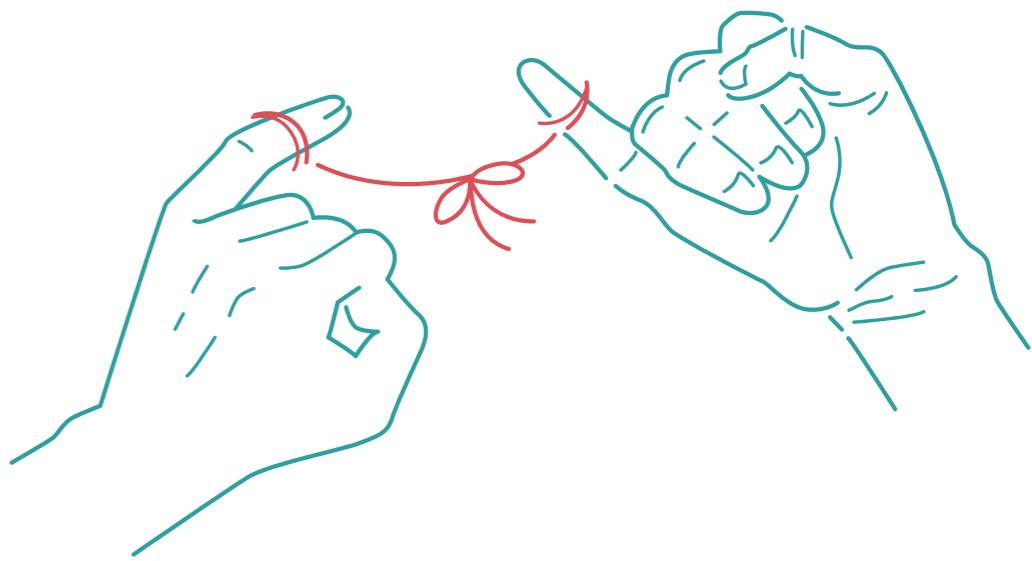
0120 622 044

cs@famitra.jp

LINEアカウント



ファミトラHP



お問い合わせ



0120 622 044



cs@famitra.jp

LINEアカウント



ファミトラHP



会社名

株式会社ファミトラ

事業内容

民事信託(家族信託)のマーケティング・コンサルティング事業「ファミトラ」の運営

本社

〒106-0032 東京都港区六本木7-18-18 住友不動産六本木通ビル2F incube内

横浜営業所

〒231-0014 神奈川県横浜市中区常盤町3-30-1 MID POINT横濱関内

福岡営業所

〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-11 Fukuoka Growth Next内

代表取締役CEO 三橋 克仁

登録/認証等 ISMS 認証取得 ICMS-SR0621 / JIS Q 27001 (ファミトラ本社及びファミトラリアルティ)